

平成20年12月8日（月）

（午後3時31分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番6、10番 平林君。

〔10番（平林崇行君）登壇〕

○10番（平林崇行君）ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

2008年も残りわずかとなりました。今や、まちにはイルミネーション、クリスマス用のネオンが非常に多く輝き、今年の一年間は良かったのかなと思うこともありますが、しかし、今年一年を振り返ってみれば、何かしら足元がすくわれるような、また、足もとに根が張っていないような、ふわふわしたような一年だと私は思っています。

特に食の安全性。偽装という形の中で、食の安全が壊れ、また、いろんな不祥事、政府が行った処分の問題、そういうふうな形で、一番人間が生きるにあたって大切な食が、根本から破壊されたような、そんなむなしい気持ちになっております。ここで安全が一つ壊れ、そしてまた、今年中間には世界で第一のイベントと言われる北京オリンピックがございました。このときは、女子ソフトボールや水泳など、私は日本人として心本心に躍るような活躍を見せていただき、ああ、つかの間の幸せという形の中で、私は、いいなあ、このまま日本の経済がどんどん、どんどん加速して、よりよい今年一年になればいいかなと思いましたが、そのあと、サブプライムローンを機に、世界大恐慌と言われる、本当に世界がつぶれていくような、経済がこれからどうなっていくんだろうという形の中で、世界

統一の不況が舞いおりてきました。

日本も、大きな企業はどんどん、どんどん今年の利益を下方修正いたしまして、そしてさらに従業員に対する減給、派遣社員の首切り、これから年末、どういう形でこの生活を乗り切ったらいいのかという、そういうふうな不安が伴ってきております。

この橋本市の事情もそう変わりません。今までこういう不況とか、物事がよくなる場合は、橋本という地域は1年並びに2年遅れてそういうふうな余波が舞いおりてきたものです。今は、本当に突然の津波のように、この橋本市にその余波が舞いおりてきました。この余波が舞いおりてきて、橋本市の市民の皆さま、商売人の皆さまは悪戦苦闘しております。この年末、乗り切っていけるのか。本当に厳しい生活を強いられております。

さらに、政治においては、今年も異例と言われる3人目の首相、1年に1人、1人、1人の3人目の首相と言われて、かわりました麻生総理大臣のいろんな発言、何か市民に視線を向いていない、本当に国民のことを考えているのか。私は特に、今年一年、政治においては、今までもそうでしたけども、責任、この一点が守られていない。そう思っております。この責任というのは、やはり言ったことを実現するのも大事ですけども、言ったことに対してしっかり議論をし、そして、いろんな一番いい形のものを見出し、そして国民の皆さまにメッセージとしてはっきり伝える。やはり期待がなければ、この国はよくなりません。私はそういう意味を含めて、今回の一般質問ですけども、責任という形で広域ごみにおける4カ月の遅れを、橋本市は市民の皆さまの税金を投入せなならん。この責任にお

いて、どういうところに責任の所在を求め、
どういうふうな市民の皆さまの理解を求めて
いくか。そういうことをテーマに、今回の一
般質問をさせていただきたいと思います。

それでは、橋本市周辺広域ごみ処理場建設
での、4カ月の工事の遅れについて。

①橋本市は総額72%を負担していますが、
いくらの金額になるのですか。

②4カ月間、処理業者にごみを引き取って
もらうと、いかほどの金額になるのですか。
その他、21年4月から稼働できないために起
こる問題、損失はどのようなことが考えられ
ますか。

③現在の焼却場でごみ処理する費用と、広
域ごみ処理場で処理する費用では、いくらぐ
らいの差額があるのですか。

④現在の2カ所の焼却場へ4カ月間の焼却
期限の延長をお願いするならば、地元住民の
皆さまにどのような形をお願いするのか。

⑤このたびの工事の遅れは、請負業者、施
工管理者の工程のまずさから起こったことと
考えますが、本市は受けた損害に対し、どの
ような処置をとっていくのか。

⑥工期は4カ月遅れと聞いていますが、本
当に期限内に間に合うのか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（中上良隆君）10番 平林君の一般質
問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）平林議員の質問にお答
えをいたします。

市内2カ所の現焼却場の操業延長の地元へ
のお願いについてでございますが、現施設建
設時に締結された協定書、並びにさらに延長
の変更協定書の操業期限を厳守するべく鋭意
取り組んでまいりましたが、工事期間が遅延
することとなりまして、変更協定書の操業期

限以降のごみ処理に、大変苦慮をいたしてお
るところでございます。

工事遅延につきましては、管理者でもある
私といたしましては、責任を強く感じている
ところでございます。深くおわびを申し上げ
る次第でございます。

今後の取り組み対応を検討いたしました。が、
新たな取り組みを行うには、処理費用もさる
ことながら、収集体制であるとか運搬などの
多くの課題がありまして、困難をきわめてお
るところでございます。

焼却場の地元の皆さま方には、これまでも
長きにわたりましてご理解とご協力をいただ
いておるところでございますが、先日、再度、
三たびの4カ月の操業延長をお願い申し上げ
たところでございます。

ご理解をいただけるよう、誠心誠意努力を
いたす所存でございます。議員の皆さまにも、
何とぞご協力、ご指導をいただきたく、よろ
しくお願いを申し上げます。

次に、5点目の、橋本市は受けた損害に対
し、どのような処置をとるのかのおただし
でございますが、広域組合や、構成市町間で
協議をした上で、所在を明らかにいたしまし
て、損害賠償請求など必要な処置を検討して
まいりたいと考えております。

最後に、6点目の、工期の遅れについてで
ございますが、広域組合の担当者、あるいは
請負業者の説明によりますと、広域ごみ処理
場のごみ全量受け入れをめざして、最大限の
努力を行ってまいりましたが、さきの全員協
議会でも説明を申し上げましたように、建築
基準法の改正に伴い、建築確認の申請に多く
の時間を要したため、最長4カ月の工期延長
になるとの申し出がございました。このこと
は、本市にとっても誠に遺憾であり、沈痛の
思いでございます。

現在、広域組合では、この工期延長が適正

な判断であるか否かを検証した上で、最長を4カ月として、一日も早く稼働できるように企業努力を促していく意向であることを、ご報告申し上げたいと思います。

なお、広域組合に対し、進捗状況を把握できる資料の提出を求めており、適正に確認してまいります。

なお、残余の件につきましては、担当参与より答弁をいたさせます。

○議長（中上良隆君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）広域ごみ処理場の建設事業費の負担についてでございますが、平成11年度の当初から平成20年度の決算見込みまでに要する負担金は、関連市町村全体で14億8,844万1,500円となっております。そのうち、旧高野口町分をあわせた橋本市の負担金は10億6,406万3,000円であり、関連市町村全体の約71.5%を負担しております。

また、各年の建設事業負担金の算定内訳は、起債償還費と単独事業費との合計であり、起債償還が完了するまで費用を負担することになります。

また、広域組合の財政シミュレーションによりますと、建設事業費の総額が概ね80億円であり、交付金等を除いた事業費が概ね65億円となることから、橋本市の負担総額は概ね46億円の建設事業費に、足すことの起債償還利息をあわせた額になる予定であります。

なお、施設稼働後の運転管理に係る負担金は、これとは別に負担が必要となります。

○議長（中上良隆君）市民部長。

〔市民部長（岸田茂利君）登壇〕

○市民部長（岸田茂利君）2点目におただしの、4カ月間処理業者に処理を委託した場合の費用についてお答えをいたします。

仮に、可燃ごみを民間業者に処理委託をして市外搬出をした場合、可燃ごみ1t当たり

5万円程度の費用が要るものと推定しており、収集日によって変動いたしますが、1日平均して約45tでありますので、この多量のごみの受け入れ先が確保できるかという問題もあります。

また、市外搬出となれば遠距離への運搬となりますので、収集計画の見直しや、場合によっては積み替えのための用地を確保し、廃棄物処理法の基準に適合した積み替え施設の建設や、計量設備の設置が必要となるなどの問題があります。そのほかにも、市外搬出の場合は、搬出先を管轄する自治体との協議が必要となってまいります。

次に、3点目の現ごみ焼却場と広域ごみ処理場での処理経費の差額についてでございますが、ごみの分別形態や処理形態が異なり、広域ごみ処理場の場合はリサイクルセンターを併設し、リサイクル処理を行いますので、単純比較はできません。この点をご理解いただいた上で、現ごみ焼却場の処理経費は、収集運搬経費等を除くと、平成19年度実績で、年間約4億2,000万円となります。

次に、広域ごみ処理場での処理経費につきましては、平成19年5月時点で広域組合が作成しました財政シミュレーションによりますと、平成21年度で年間約5億8,000万円、焼却施設の瑕疵担保期間3年を経過した後の、平成24年度の見込みが年間約7億3,000万円となっております。各市町の負担額には搬入したごみ量が反映しますので、仮に橋本市のごみ量が全体の70%であった場合は、橋本市の負担額は平成21年度で年間約4億1,000万円、平成24年度で年間約4億9,000万円となり、平成24年度では、現ごみ焼却場での処理費用より、年間で対19年度比ですけれども7,000万円程度高額となります。

以上です。

○議長（中上良隆君）10番 平林君、再質問

ありますか。

10番 平林君。

○10番（平林崇行君）ありがとうございます。

まず、1番目から順番に再質問させていただきたいと思います。

橋本市は総額の約72%しているということで、本当にこれ、数字から見れば、やはりすごい金額になってくるなど。それで、ここに運営費が入ってないというふうなこと。私は非常に、それだからこそきっちり物事をやっっていかなければ、「初めよければ終わりよし」という言葉もあります。はじめが本当にいろいろつまずいてきて、先ほど言いましたけども、約束を守らない、責任、こういう部分の中で起こった問題ですので、私は本当に橋本市が抱えている大きなプロジェクトの一つとしてのこの広域ごみと。

だから、広域という名前はついてますけども、72%の負担を当市がするとあれば、これは本当に橋本市が当然、中心になってやっっていってる。そして負担も一番多い。そこで少しつまずけば大きな損害が出る。損害がだれに行くか。市民の方に行くというシステムですから、その辺はこの数字をしっかりと、私は今出していただきましたので覚えておいて、またこれ、運営のお金はまた別と聞いております。その辺の部分も含めて、行政はしっかりとこの数字を、皆さん覚えておいていただきたいと思います。1番はそれで結構です。

2番、4カ月間の処理業者に持っていただくということで、1t5万円、1日45tということはわかったんですけども、一月の金額に直しますといくらぐらいになりますか。約。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）先ほど、推計ですけども1t当たり約5万円としまして、19年

度のごみの排出量が年間1万6,000tございますので、それを掛けますと、年間経費が約8億円程度になろうかと。その4カ月分ですから、約2億7,000万円程度になろうかなと。推計ですけども。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）4カ月で2億7,000万円ですか。それで、次にお聞きしたいのは、もしこういうふうになれば、積み替え施設等いろんなことが発生すると聞きました。プラスアルファの金額もわかっておりましたら教えていただけませんか。概算で結構です。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）積み替え施設等々につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、あるいは同施行令に基づきまして、いろいろなことをしなければならぬというふうに定められておまして、今、具体的な用地の選定とか、そういうことも試算もしておりますので、費用についても試算はできておりません。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）それではこれ、一日45tという処理が2億7,000万円ということで4カ月なんですけども、これに関しまして、運搬費用、人件費、そこの焼却場まで持っていくための運搬費用とか人件費等、その辺は入っておりますか。もし入ってなかったら、もし入れたらどれぐらいかかるのか、その辺ちょっとお答え願えますか。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）先ほど、私、申し上げました、1t当たり約5万円ぐらいになるというのは、人件費等も、それから運搬費用も含まれているというふうにお聞きをしております。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）含まれているというこ

とですので、これは100%処理業者に任せるときですか。それから運搬費用というのは、焼却場、もしくはどこかの市の焼却場とか、そういうのが明確にわかってのそういう費用なんですか。明確にわかってないんでしょう。隣の河内長野市で燃やさしてくれるのと、ずっと、もっと他府県までいかなあかん部分とでは、距離も燃料代もすべて変わるんですけども。その辺のことは、まだ何も出ていないですか。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）市外の自治体云々というんでなしに、あくまでも私、壇上で申し上げましたのは、民間処理業者へ委託したという過程でございますので、その民間業者、この川筋にある業者なんですけども、そこにお聞きしますと、そういう処理費用と運搬経費、人件費等も含めて、t当たり約5万円ほどかかるんじゃないかというふうにお聞きをしております。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）それでは、聞いた処理業者の方に、一日45t処理はしてもらえるとこの確証はあるんですか。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）先ほど、処理能力も含めて難しいということをご答弁申し上げましたけども、この確認させていただいた業者でも、やっぱり難しいと。ただ、経費についてはそれぐらいかかるであろうというふうにお聞きをしております。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）私、そこでちょっと不安なのは、この4カ月遅れになるというたのが、企業が市長にあいさつに来たのが10月の9日ですね。そこから11月、12月、2カ月たってるんですよ。それで今回の私の一般質問ということで、今日に至っておるんですけど

も、その間に、私は、先ほど1番目に言いましたけども、これ、すごい金額なんですよ。橋本市の負担というのは。そういうことを考えたら、もう少し的確な、いろんな方法を考えて、本当に民間に任せられるんか、それを受け取ってくれる業者がいてるんか、じゃあそれやったら、どんな問題があるか。絶対できないんか、いやいや、45tやったらt5万円が6万円ぐらいでしたら焼かしてあげるよとか、そういうふうないろんな万策をやっていただけたんかなと。

私がいつも疑問に思うのはここなんです。一つやってダメだったら仕方がない、それでは私、本当に、やっぱり衆知を集める、これが一番大事やと先ほど言いましたけども、いろんなところから衆知を集めて、そして一番いいだろうという、そういう方法をいくつも考えた中で、物事というのは報告していただきたいんですけども、それらはもう一つの業者しか行ってませんか。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）民間業者は、それ以外にちょっと申告がございませんので、近くの業者に照会をかけたという状況でございます。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）それでは、あと21年4月から、いろんな起こる問題という形の中で、地域に橋本市はもう3月から、4月1日から仮稼働をして、いろんな形でごみを、広域で燃やしていくという形で、市民の皆さまにいろんなリサイクルの方法とか、いろんなことを私は回って行ってると思います。行ってる所と行ってない所と、いろんなところがありますけども、それにしまして、皆さんが、もう4月からごみは分別せなあかん、そういう意識の中で、市民の皆さんは協力してくれてると思うんですよ。いろんなところ

で私も回りましたら、聞きます。それに対して、もうこれ遅れるんやからということの中で、ちゃんと、きちんと市民の皆さまにこういう連絡をして、そしてその中で、じゃあ本当に今までやったことが、4カ月遅れの中で、どういう問題が発生してきてるか、わかりましたらちょっと教えていただけますか。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）ご指摘のとおり、新しく4月から広域ごみのほうへ処理するという計画のもとで、各地区の区長さん方にご無理をお願いしまして、新しい分別の仕方の説明会をさせていただいておりました。既に、30地域ぐらいでしたか、もう既に4月を見込んで説明させていただいておったんですけども、11月の28日でしたか、全員協議会で一応4カ月遅れになるということで公表されたので、それ以降の説明会、もうずっと、きのうまでずっと土日、平日もやっておるんですけども、それについては新聞報道等もございましたので、4カ月遅れになるということで、説明をさせていただいております。

なおかつ、既に4月に向けての説明会をさせていただいたところにつきましては、各区長さん方とご相談を申し上げまして、また訂正なり、おわびなりの説明の仕方等をこれから協議していきたいと思っておりますけども、今のところは考えておりますのは、4カ月そのままスライドしてやっていただきたいという考え方で、担当課としては思っております。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）スライドという形で、それは私もやむを得ないということで、せっかく皆さんが分別していただいても、持っていくところがまた一緒に、せっかく分別しても一つのものでまた燃やしてしまうというか、処理するなんて言うたら、市民の皆さんの感情が、わたしはやっぱり納得できないものが、

大きなものがあると思っておりますので、それは当然、仕方ないと思っておりますけども、それによって問題点が発生した、それで、私がちょっと一つ聞きたいのは、そういう4カ月スライドすることによって、何か市が損失、当然金銭的なものですけども、することはないんですか。あるんでしたら、どういう内容があって、それでいくらぐらいの損失があるかというのを把握していらっしゃるか。それをちょっとお聞きします。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）4カ月スライドさせて、現収集体制をスライドさせていただくことについての損失云々というところまで、ちょっとまだ試算はできておりません。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）損失が把握できていないということですので、これからおいおい、きっちりした、わかるんでしょうけども、ちょっとがっかりしているのは、それぐらいはすっと出ないかなと。やはり、言ったように、私、行政がいろんなことに取り組んでいくときに、やはり損失というものを考えてないのかなと。ほんまに被害を出せば、市民の税金が投入される。本当にこれがどういう形でおさまるか、私はわかりませんが、そういうことをいろんなシミュレーションをしながら、多方面から取り組んでいただきたいなど。そして、ある程度、もう取り組んでいる状態とか、こうやってます、こうやってます、まだ結果は出ませんが、本当に、あ、行政が頑張って、いろんなことをやってるんだなというふうな答弁がいただければ、私も、一週間や二週間で物事をぱっとせえとは言いませんけども、何か頭の中では考えてるんですけどね。

私、先ほど国の話もしました。頭の中でのいろんなことを考えるんです。経済対策がいい、

あれがいい、これがいいと。しかし、頭はかわる、ありますわね、オバマ、アメリカ大統領がチェンジ、変える、Yes, we can. こういう言葉を言うたときに、日本の政治家は頭が変わってるんですよ。行政も。頭は考えるんです。心が死んどるんですよ。本当にしないかなと。心がそういうふうな思いがあれば、絶対行動に出るはずなんです。頭で考えとるうちは、人は動かんのですよ。机の前でじっとしとるんですよ。だから、ほんまに変えていただきたいのは頭ではないですよ。心なんです。

市民の人に多大な迷惑をかける。今回の問題は、私から、後で言いますけども、別に行政に対して僕は責任追及するつもりいっこもないですよ。しかし、その受けた損害に対してしっかりした態度で、いろんな数字を把握していかなければ、先ほど市長も損害賠償を含めてという形の中で、金額を出さなあかんですよ。損害賠償って。そのときに、金額が出なかったら、どんな損害賠償をおくんですかと。だから、そこが非常に私は不安なんです。私は期待しておりますよ。それを裏切られたとき、また不安が募りますので、それは、これからできるだけ早く、そういうものを明確にして、橋本市の方向性というものを早く出していきたいので、要望しておきますので、部長、よろしく願いいたします。

その次に、3番の広域ごみと現在の焼却場のごみの費用で処理する費用はいくらかと、これ、4カ月間でいくらかという部分の金額はわかりませんか。比べたときに。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）先ほど壇上で申し上げました、19年度比較にしましての数字を申し上げました。21年度で年間、広域に行った場合には4億1,000万円。24年度で4億

9,000万円と。年間でするので、これで4カ月となりますと、その3分の1でするので、24年度で約1億6,000万円あまりになろうかと思えます。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）差額やで。差額を聞いてんねんで。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）失礼しました。24年度では、19年度比較にしまして、年間4,000万円程度の高額となるとお答えしましたので、4カ月でその3分の1で、約2,000万円あまり広域のほうが高くなるということでございます。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）今の答弁で、橋本市の今の現状でお願いしたときに、広域より2,000万円ほど安くなるということですね。そういう確認でよろしいですね。

それでしたら次、4番なんですけど、3番、4番、ちょっと並行して走りたいと思いますので。

2カ所に4カ月間の期限の延長という形で私は言うたんですけども、やはりこういう数字を明確に、私は地元の方をお願いして、業者に持って帰っていただいたら4カ月で2億7,000万円かかる。なおかつ、積み替え施設とか、いろんなものは別途やと。そして、どこまで運ぶかもわからん云々の中では、来てくれる業者があればいいですけども、どこか遠方まで行かなあかんという形になりますと、非常なことがかかると。

だから私は、この間から区のほうにも当然、私たちの代表の議長も行って、お願いという形なんですけども、お願いするときには、やはりある程度の試算というものを、私は迷惑をかけたところに対しては、持っていくべきかなと思います。何もお願いするばかりで、

ええ迷惑ですよ。お願いしに行くの、3度目でしょう。何か自分たちが相手に迷惑をかけるときは、やはり謝るのも、お願いするのも一つですけども、ある程度具体的に、その地域、その相手側が判断できるような、市として数字をずっと出して行って、それを相手に対して言うと。そしていかがですかという話も必要であると思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（中上良隆君）暫時休憩いたします。

（午後4時08分 休憩）

（午後4時17分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

10番 平林君、質問願います。

10番 平林君。

○10番（平林崇行君）ただ今、私が質問したことに対して、当局側がなかなか難しいということなので、私が、今回の質問のストーリー性、この辺を少しご説明させていただきます。

私はこの1番～6番まで、本当にずっとものの流れの中で、市の行政に対して、今回ご迷惑をかけるであろう二つの地域に対して、本当に物事をわかってしっかりと行っていただきたいという確認も一つあります。それというのは、72%の高額のものをずっとして、それで4カ月でいろんな問題が起こって、それからまた広域とのいろんな問題とか、いろんなことで3度目になるんですね。中島の場合は特に。だから、そういうふうなことを含めて、皆さんがしっかりと、こういうふうな損害を出さないためにも、その地域の方にご理解をいただける、そういう必死さですね。私はそののちをしっかりと数字でわかっていたいただきたいと思っております。

これ、2カ所の地域の皆さんは、やっぱり当然行政に対して協力もしていただけるであろうとは思いますが、やはり言いいたいこともあるはずですよ。納得せなあかん部分もあるはずですよ。じゃあ、それをどういう形で納得していただけるんやという形の中で、やはりいろんな形での数字、いろんなもの、私ははっきりとこの場でして、そしてこの金額の重み、市民の皆さんに迷惑はかけないようにという、誠心誠意やっていただきたいと。そういうことですので、よろしく願います。

続きまして5番に移りたいと思います。今回の工事の遅れは、ここで書いてあるように、私も広域の議員として行っております。このような中で、5番、6番は一緒にやらせていただきます。先ほど市長の1回目の答弁の中で、建築基準、建築確認の遅れがあったということですけども、私は、この場で言わせてもらいますけども、それは問題には一切ならないと。工期も決まっており、入札の時期もきちっと通達して、時期もはっきりした中での入札を行ったわけですから。そして、8月には2週間遅れが、この10月には4カ月遅れと。こんなばかな、こういう基準工程の組むようなことは、私ははじめてです。建築業界にも私、足を踏み込んで仕事をしておりますので、こんな工程なんて、まず請負業者は施主をばかにしていると。私たちは本当に業者に対して怒りを、私は基本的には怒りを覚えています。

そこで、請負業者、施工管理者のまずさからこういうことが起こりましたけども、それでは損害賠償請求を、市長は先ほど所在を明らかに言うんですけども、もうはっきりと4カ月遅れが出てるんですけども、損害賠償請求打つにしても、請求ですね。請求ということは、確固たる確信の中で金額というもの

をはじき出さなあかんのですけども、当然、先ほどから問題になりましたけども、本当に地域の方にご協力していただいて、安くあげられるのか、いろんなパターンがありますけども、これは損害賠償請求は、請負業者、施工管理者、もしくは広域、どこに請求を出すおつもりですか。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）平林議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

本当に、この4カ月遅れということについては、私、管理者としては本当に申しわけないと、何度も申し上げているようなことでございます。

ただ、1月の末には最終的な工期が、期限が、工期が明示されるということになってまいりますので、我々、積み上げながら損害賠償請求をしてみたいと考えておるわけでございますけれども、ただ、全員協議会でも申し上げたように、工事の請負契約は、今年の3月19日に契約を結んでおるということでございまして、そして、何度も申し上げますように、設計図書なんかも入っていたわけでございますが、6月の20日に建築基準法が改正されたというところに大きな問題が発生したわけでございます。

したがって、設計図書なんかも相当遅延し、そして確認申請も45日通常済むものが、115日かかった。したがって、我々としては、今年の10月の1日に工事の開始という目標があったものが、もう全般に崩れてしまって、2月の8日になったということなんです。それはもう皆さんに申し上げたとおりなんです。そういう展開の中で、これからの補償交渉に本格的に入っていくとすれば、非常にそういう請負業者の大きな失態にという点も至らない部分もあるわけでございます、

法的な問題に絡んでくるものですから、これはまた顧問弁護士も入れた中で、その交渉の道はさらに厳しいなということも考えておるわけでございますけれども、それらについては、組合議会で精いっぱい、ひとつ衆知を絞って、相手方、川崎技研と交渉をしてみたい、そう思っておるところでございます。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）今、市長の答弁の中で、建築基準、建築確認ということで、そこだけは市長、間違わないでいただきたいのは、建築基準も建築確認も、起きてから入札やって、工期もはっきり出てやったんですよ。そして8月に2週間、10月に4カ月、2カ月の間にそんなことが起こる。私たち、だまされたんですよ。確かに、この工期は大変厳しいと思います。私も先ほどから言うように、こういうふうな建設関係やっていますから、厳しい工程やけど、まあできんことはないかなと。その建築の方の能力があればできるのかな、難しいことでもやるのかなという期待も含めてやりました。それが、入ったら裏切られたんですよ。ですから、私は、その裏切られたことに対するきちとした責任はとっていただかなあかんという形の、市長の明確な態度がほしいんですよ。

ですから、まだ1月にその工程表が出ない、しか出ないというのも、10月の9日が来たら工程表と、まあこういうような、私もある現場の、これ、工程表なんですけども、こんな明確にずっとわかるんですよ。だから、ここが遅れてたら、これをこういうふうに全部ずらしていったら、こんながすぐ、どこが遅れてどないしてというのがすぐわかるんですよ。やり直しなんか悪いですけども、一日、二日あったら本当にできるんですよ。だから、それがいまだにまだ出てこないということは、本当に頑張っていたかなあかんなど

いうね。できたら、先ほど、損失が出る分に関してましては、私言うたように、損害賠償というのはきっちりとした損失をわかってから請求という形になりますのでね。

だから、それをずっと私は今まで言わしてもうたんですよ。本当に橋本市が受ける損害はいくらなのか。損害を受けた場合は、市民の皆さまの税金を使うから、それに対しては、業者にしっかりと損害賠償請求を受けるようにせなだめですよ。その金額をわかっているんですかという質問ですからね。その辺を、私はこれから、もっと早く橋本市も把握して行ってほしいなど。ちょっと不安です。

それで、4カ月遅れと聞いて、今、1月に出ると言うたんですけども、4カ月遅れの確信。工程表が出てないという形の中での確信ですので、本当に4カ月で間に合う確信はあるのか。また、もし間に合わなかったら、どういうふうな形をとってもらうのか。その辺のことはしっかり明記して、橋本市として、これ以上の遅れは出さない、出した場合に対する厳しい対処というのはお考えでしょうか。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）平林議員の再質問にお答えしたいと思います。

相手方との交渉で、4カ月遅れということ为先刻申されたわけでありますが、私としては、これはもう本当に残念至極でございまして、一日も早く、1カ月でも早く工事の完成を願いたいということを大変厳しく申し上げました。現体制では、地鎮祭でも全天候型でやってくれと。期日も迫ってくるし、短いんやからということで、100人体制で土曜も日曜も、雨の日もやっていただいたんですが、4カ月遅れを発表されたときには、これでは納得できんと。精いっぱい協力体制をひいてほしいということで、その後120人になり、150

人になって、現在150人のペースで突貫というんですか、精いっぱい、今やっていただいております。

しかし、申し上げたように、4カ月ということについては、もうこれから中島には四たびというような形になりかねるので、これの責任と言いますか、私も月に二、三回は現場へ急行しておるような状況でございます。

そんなことで、とにかく一日でも、1カ月でも早く完成を見るように、最大の努力をしまいたいということ、ここでお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）これは本当に市長が先頭切って、一生懸命やっていただければ、どうなることでもないのですが、私は、もうこれは完全にだまされたもんやと思っております。というのは、もし私たちが、業者がこういうふうな建築関係で、こういうふうな期限を守れなかったら、絶対に損害賠償を打たれるんです。100%。店舗なんかでしたら、オープニングから始まっているいろんな費用、遅れた業者に対して、これは100%来ます。ですから私たちは、絶対自分たちの責任で遅れることなく、しっかりと打ち合わせの中でやっていくものなんです。

その立場から考えれば、あまりにもこの請負業者が、ちょっとええ加減かなと。そんな単純なことで済まそうかなと思ってること自体が、ただ謝れば済むんじゃないけども、向こうから具体的には何も出てきてないでしょう。損害に対するいろんなもの。橋本市が受けるものに対しての。だから、その辺が私、不安だと言ったのはここです。だけど、先ほどから言うように、市長がやっぱり頑張っていて、もし橋本市が受ける損害に関しては、しっかりと業者に支払っていただく。だれも私はどことが悪者やとかないですよ。悪

いのは業者ですから。そこをしっかりと外さん
といてくださいよ。延長頼んでどうのこうの
とか、先ほどから皆さん言うてますけども、
やはり地域の方にそういうことも含めて、い
ろんな形で、行政の責任を果たすために協力
していただきたいと。そういうことを平身低
頭お願いしていただきたいという決意
を、私は、やっぱり市長として今聞かしてい
ただきましたので、それを信用させていただきます。

議員の皆さんも、そういう意味ではしっか
りと物事がはっきりして、責任の所在がはっ
きりして、やり方がわかれば、多分皆さんは
協力はすると思います。私は、当然協力させ
ていただきますからね。どうぞよろしくお願
いします。

以上、終わります。

○議長（中上良隆君）これをもって10番 平
林君の一般質問は終わりました。